トとパワ

『暮らしの事件簿』「はなっシュアル・ハラスメントとパワーハラスメントと

程度からをいうのでし会社を起業したばかり

ようか?

また注意すべきことはありますか?

なのですが、職場におけるセクシャ

ル・ハラスメントやパワ

ハラスメント

というの

はどの

(福岡市·40代·男性)

メントとは 一、セクシュアル 八 ラス

定の不利益を与えたり、又はそ 相手の意に反する性的言動で、 ト(セクハラ)とは、職場で セクシュア ル ス

「職場」とは、事業所に限定されず、出張 悪化させることをいいます。ここでい セクハラの対象となりました 禁止の範囲が拡大され、男性への行為も が行われ、この改正で、性別による差別 も、職場とみなされる場合があります 先、取引先も含まれ、勤務時間外の「宴会」 れを繰り返すことによって就業環境を それに対する対応によって仕事をする 平成十· えで一 九年四月一 日に均等法の改正

人で食事に行かなければ降格する』と発 セクハラ』(例… そして、セクハラの類型には、『対価型 抵抗されたため解雇するよう たり、正社員がパ 上司が女性の部下に『二 ト従業員の体を

> 性的な言動によって職場環境の悪化を 招くような言動) があり り、ヌードカレンダー ハラ』(例…ひわいなにはたらきかける、 な雑談を繰り返した など)と『環境型セク を貼っていたり、

とをいいます

な問題となって リストラによる退職強要等 近年、バブル後の経済不況で、 ハラスメントが急増しており大き います すの関連でパ況で、企業の

求事件(東京地裁平成十 事件(東京地裁平成十九年十月十五日)日研化学労災保険不支給決定取消請 たケ スと

ハラスメントとは

させたり、あるいは雇用不安を与えるこ ることにより、その人の働く環境を悪化 を繰り返して行い、精神的な苦痛を与え して、相手の人格や尊重を侵害する言動 職場において、職権などの力関係を利用 ワ ハラスメント(パワハラ)とは、

叱責・指導が問題とされ

現を求めた行為は、指導監督として裁量 省書等を求めたり、 決)では、軽微な過誤につ 事例があり、業務命令が問題とされたケ を認め、労災の不支給処分を取り消した の対応が自殺の原因となっていることと言われつづけて自殺した事案で、係長 判決)では、 スとして、東芝府中工事賃金等請求事 (東京地裁八王子平成二年二月 上司から「お前は給料泥棒だ」 いて執拗に反一年二月一日判 けの行為を再

です 繋がらないように注意することも大切度で二次被害が発生して、被害の拡大にワーハラスメントの告発後の報復的態

や業務命令がパワハラと認定される上記のように、行きすぎた叱責・指

とがあり

ますので、

注意が必要です。

ます

社に賠償義務があるとした事例の範囲を逸脱し違法として、上司

範囲を逸脱し違法として、上司

及び会 があ

ŋ

検討するなど、再発に注意す 意見を尊重し、配置転換等 は、復職時期が妥当か主治医や担当医の 注意が必要ですので、休職後の復職時に 全 ます。 つ病などのメンタルヘルスは再発に の改善措置 る必要が あ B

修やディスカッションを通じて、セク

りが求められます。そのためには社内研 セクハラやパワハラを許さない職場作

ラやパワハラへの問題意識の向上を図り、

環境を整えるなど、相互に気づきあえる、

セクハラやパワハラを受容しない職場 場内のコミュニケーションを大切にし、

う

害者は申告し辛いケースが多いため、職

加害者は無自覚な場合が多く、

方、被

セクハラやパワハラの問題においては、ワーハラスメントの予防と対応

の予防と対応

セクシュアル・ハラスメン

◎今回お話いただいたのは

寄せられた相談や苦情に対し、相談窓口

上司が連携して、初期の段階で迅速か

場合に備えて、まず、相談窓口を整備し、

また、セクハラやパワハラが発生

ことの社内の啓蒙・周知徹底することが

セクハラやパワ

ハラが人権問題である

● 誌面協力いただいた法律事務所の方々 ●

奥田•二子石法律事務所

福岡市中央区大名2-4-19 福岡赤坂ビル601 ☎ 092-739-6262

田代法律事務所

他が侵害されないように、匿名性・秘密

つ適切な対応をとることが大切です。そ

際、被害者のプライ

シー、名誉その

性を大事にして迅速な調査をします。

弁護士

柳澤

賢二先生

弁護士 田代

福岡市中央区舞鶴2-2-11 富士赤坂ビル9F **2** 092-717-3066

弁護士 山田訓敬法律事務所

福岡市中央区大名2-11-25 新栄ビル5F 🕿 092-738-3377

柳澤法律事務所

柳澤 賢 弁護士

福岡市中央区舞鶴2-2-11 富士赤坂ビル6F **2** 092-720-5366 http://yanagisawa-lo.jp/



2.8

法のプロフェッショナルである弁護士の先生方がお話していただくシリーズ。今回はセクシュアル・ハラスメ 家庭内のトラブルや雇用、取引、交通事故や財産管理…と私たちの日常に発生するさまざまな法律の疑問、質問に

ハラスメントについて柳澤法律事務所の柳澤賢二先生にお話いただきました。